

会員管理規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人大学IRコンソーシアム（以下「コンソーシアム」）の定款第2章の規定に基づき会員の入退会に関する手続きについて必要な事項を定める。

(入会)

第2条 正会員として入会を希望するものは、別に定めるIRシステムデータ提供・利用に関する規程に同意し、入会届に学長印を押印し届け出なければならない。

2 賛助会員・特別会員として入会を希望する者は、入会届により届け出なければならない。

(推薦入会)

第3条 個人特別会員として入会を推薦する正会員は、推薦書により届け出なければならない。

2 推薦書には被推薦者の特別会員入会承諾の記載を要する。

(正会員代表者の届出)

第4条 正会員として入会するものは、コンソーシアムに対してその権利を行使する1人の者（以下「正会員代表者」）を届け出なければならない。

2 正会員代表者には、専任教職員のうち、教授職または課長職相当以上を選出する。

3 前項の届出は正会員代表者の所属部署印または公印に準ずる印を捺印する。

(正会員代表者の変更)

第5条 正会員代表者を変更したときは、第3条第3項の届出印を捺印し、速やかに届け出なければならない。

(会員名簿への登録)

第6条 第2条から第5条の届出事項はコンソーシアムが管理する会員名簿に登録する。

(退会・資格喪失)

第7条 会員の退会、資格喪失などについては、定款第9条、10条、11条が適用されるほか、賛助会員及び特別会員の資格については理事会での入会承認日から2年間とする。但し、賛助会員の資格は期間満了の1ヶ月前までにいずれの当事者からも更新しない旨の意思表示がない場合、さらに2年間延長されるものとし、その後も同様とする。

附則

この規程は、2018年4月4日から施行する。

この規程は、2023年2月21日から施行する。

この規程は、2024年12月23日から施行する。

【運用ルール】

賛助会員の理事会承認は、従来通りメール回議による承認手続きを踏襲するが、少し慎重なプロセスを組み込むという意味で、全理事の意思表示が出揃うまで決定を保留する。

反対などの意思表示があった場合、多数に達した段階での決定とせず、討議の機会を設ける。